



中山道中津川宿『六斎市』に参加しよう！

中山道中津川宿『六斎市』開催要項

中山道中津川宿『六斎市』実行委員会

- 1. 目的：**かつて中山道中津川宿かいわいで開かれていた『六斎市』を復活・定着させて、地場産品生産者及び地域商業と消費者のふれあいを通じて「人・もの・情報が集まる街、平成の中山道宿」として中山道中津川宿『六斎市』事業を実施し、中心市街地に賑わいを取り戻し、地産地消を推進する事業。
- 2. 開催場所**
中心市街地中山道かいわい並びに各商店街で実施
- 3. 開催日時**
原則毎月第1日曜日 9：00～14：30（予定）
- 4. 交通規制区域と時間**
本町・新町通り 9：00～15：00（予定）
- 5. 内容**
出店内容： 農業生産者による「おはよう朝市」その他、地産地消を推進する地域産品の出店、事業PR
商店街による一店逸品めぐりとアピール 販促内容： チラシ配布
イベント： 各商店街による催し物（戸板市、飲食テント、オープンカフェ、ガラガラ抽選会など）
- 6. 出店対象者と販売品**
開催目的の地産地消を推進する上で地場産品及び市内事業者、一般市民等の物産も対象となる
(ただし、実行委員会で認めたもの) 関係機関の許可が必要な商品については出店者が責任を負う。
- 7. 出店申込と受付期間**
事前に別紙出店申込書により実行委員会に申し込む（FAXでの申し込み可能）
毎月の申込期日は原則、開催前月の10日まで。(ただし毎月の出店を希望し許可された者は、毎月出店者に配布する資料内の報告書に、次月出店確認の記入欄があるのでそこで確認を行う。毎月申込書の提出をする必要は無し。)
- 8. 出店確認・許可**
毎月の出店確認は六斎市開催前に渡す資料にある、報告書にて必ず連絡すること。
注意：報告書の提出がない場合、次回出店の不可になる場合又は出店場所の変更があります。
- 9. 出店場所と出店料及び規則**
 - 1) 出店する場所は、新町通り、本町通り交通規制範囲内にて実行委員会が決定。
 - 2) 出店料として **1区画（約3m）につき2,000円**を徴収する。
(希望により最大2区画まで。負担金はチラシ作成、警備費、資料製作等経費に充てる)
 - 3) 出店備品等（机・椅子・電源・水・テント等）は、出店者で用意すること。
電源は1つ使用につき300円(電気の使用量は大小問わず)を借りているお店又は民家の方に当日、出店者が直接支払う。
 - 4) 売り場設置については、緊急車両の交通の妨げにならないよう留意する。
 - 5) 各店舗で出たゴミについては、各自持ち帰る。
 - 6) 通行人の妨げになる過度な旗の掲示は禁止とします。テントに沿って設置する（旗の高さ3mまで）
 - 7) テントが風で飛ばされないように、重りをつけるなど事故防止措置を必ず行ってください。
 - 8) 毎月の締め切り後に出店を取り止めた場合はキャンセル料として出店料をいただきます。
 - 9) 飲食店営業及び菓子製造行為は食品衛生上の取り扱い方法の実施を必ず行ってください。
- 10. 広告・宣伝**
市内日刊紙 毎回チラシ折込 中津川市広報に掲載 商工会議所会報掲載
岐阜FM放送 各種情報誌 のぼり旗等

事務局：株式会社まちなカラボ TEL 67-7011 担当：鷹見
〒508-0038 中津川市新町2-29
E-Mail info@machinakalabo.co.jp